

平成30年4月

貯金規定・商品概要説明書の一部改正について

J Aバンクでは、平成30年4月1日より、以下の貯金規定・商品概要説明書について一部改正を致しますのでご案内申し上げます。

【対象となる規定】

◆貯金規定

- ・教育資金贈与税非課税措置に関する特約
- ・結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約

◆商品概要説明書

- ・J A教育資金贈与専用口座
- ・J A結婚子育て資金贈与専用口座

【改正内容】

「教育資金贈与専用口座」、「結婚子育て資金贈与専用口座」について、領収書等の支払年月日と口座からの払戻しが同じ年に属さなければ非課税措置の適用対象外になる旨を追記します。

※改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。